

スポーツ施設指定管理者 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

新型コロナウイルス感染拡大防止に係るスポーツ施設の取扱いについて（通知）

このことについて、令和3年8月20日付け盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部長通知において、岩手県が新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言を実施した趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針に沿った対応が必要であることから本市の施設を原則休館としたので、次のとおり対応していただくようお願いします。

記

1 措置期間

令和3年8月24日（火）から同年9月12日（日）まで

なお、国の緊急事態宣言の期間を目安に終期を設定したものであることから、感染状況を踏まえ、期間終了前に、再開又は休館延長の判断を行うこととします。

2 対応内容

- (1) 施設について、屋内・屋外問わず、当日の申込み及び新規予約受付は中止とする。
- (2) 現時点で予約済みの団体練習，個人使用については，措置期間から使用を許可しないこととし，既に納付済みの利用料金等は返還する。

ただし，プロスポーツ団体であるいわてグルージャ盛岡及び岩手ビッグブルズが練習として施設を利用する場合については，使用を許可するものとする。

- (3) 指定管理者による自主事業については，中止又は延期とする。
- (4) 既に予約済みのイベント等の主催者に対しては，中止又は延期を要請する。

ただし，要請時点で既に相当の準備が進められている場合などについては，十分な感染症対策を講じた上で開催するよう主催者に強く求めることとする。

担当：交流推進部スポーツ推進課
施設整備係 酢谷 一宏
TEL : 019-603-8006（直通）
Mail : sports@city.morioka.iwate.jp